

令和4年度における電気の供給を 受ける契約に係る検討事項等（案）

令和4年6月21日

- 1. 令和3年度の電力専門委員会における
検討概要**
- 2. 令和4年度における電気の供給を受け
る契約に係る検討事項等**
- 3. 環境配慮契約法基本方針等の検討スケ
ジュール（案）**

令和3年度の電力専門委員会 における検討概要

令和3年度の電力専門委員会においては、以下の内容について検討

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

① 排出係数しきい値の引き下げの方向性等の検討

- 排出係数の高い小売電気事業者から原則として調達を行わないことを目的に、令和2年度の契約から排出係数しきい値（全国一律の排出係数の上限値）を設定
- 排出係数しきい値は、地球温暖化対策計画、政府実行計画、エネルギー基本計画等の関連施策と整合を図り、前年度の排出係数等を踏まえ環境省において設定
- 令和3年度は、我が国の2050年カーボンニュートラル宣言、2030年度のGHG中期削減目標（▲46%）を受け、地球温暖化対策計画、政府実行計画をはじめ、気候変動対策に関連する各種制度・計画等の改定が行われたところ
 - **令和4年度において2030年度に向けた排出係数しきい値の引き下げの絵姿及び具体的な引き下げ方針を示すこととされた**

② 加点項目の整理・見直し等

- 令和2年度に現行の加点項目である「需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組」を含め、裾切り方式のわかり易さ・簡素化等の観点から、加点項目そのものの必要性の可否、評価項目・内容等に係る検討を実施すべきとの指摘
- 令和4年度から「省エネコミュニケーション・ランキング制度」が導入
 - **令和4年度において加点項目の必要性を含め、評価内容、配点・重み付け等について検討し、とりまとめることとされた**

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組

- 政府実行計画において、「2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする」を掲げているところ
- 再エネ電力比率の2030年度までの目標達成に向け、計画的・継続的に調達電力の再エネ比率の引き上げを事務局より提案
 - **再エネ電源の定義、非化石証書の取扱い等について、意見が分かれ結論を得ることができず、更に議論を尽くすため、令和4年度において引き続き検討することとされた（後述3②と併せて検討）**

② 再エネ電力の普及促進に向けた取組（情報提供の充実）

- 国及び独立行政法人等の再エネ電力の導入状況の把握・分析、先進事例・優良事例の収集・整理が必要
- 調達者向けの仕様書等の入札手続・契約内容等に係る情報の収集・整理が必要
 - **再エネ電力の導入促進に向け、情報の収集・整理及び使いやすい形式で提供するための検討を実施することとされた**
- 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報提供の仕組みの検討が必要
 - **小売電気事業者の再エネ電力メニューの自主的な登録の仕組み等の構築、登録情報の公表等について検討することとされた**

3. 非FIT非化石証書の環境配慮契約への反映

① 非FIT非化石証書による排出係数等への反映方法等の検討

- 「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」（令和3年6月）に基づき非FIT非化石証書の取得量等を調整後排出係数に反映することとされた

② 再エネ電源の種類の見直し

- 裾切り方式評価項目である「再生可能エネルギーの導入状況」（小売電気事業者の評価）と国等の機関が調達する電力の「再エネ電力比率」（再エネメニューの活用）を分けて整理する以下の案を事務局より提示（昨年度の第2回電力専門委員会）
 - ✓ 再生可能エネルギーの導入状況における再エネ電源は、従前どおりFIT法において定義される再エネ電源（非FIT非化石証書はトラッキング付のみが活用可能）
 - ✓ 国等の機関が調達する電力の再エネ電源は、上記FIT法再エネ電源に加え、3万kW以上の水力発電も対象（非FIT非化石証書はトラッキングの有無に関わらず活用可能）
- **再エネ電源の定義、非化石証書の取扱い等について、意見が分かれ結論を得ることができず、更に議論を尽くすため、令和4年度において引き続き検討することとされた（前述2①と併せて検討）**

4. 環境配慮契約未実施機関への対応

○ 環境配慮契約未実施機関・施設の公表

- 令和2年度の契約締結実績（令和3年度報告分）から環境配慮契約未実施機関・施設について報告内容を確認の上、環境省ホームページにおいて公表済

5. その他

① 沖縄電力供給区域の取扱い

- 現在、環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方に関し、将来的な実施可能性を含めた検討が必要
 - **沖縄電力供給区域における環境配慮契約の取扱いについては、地域特性を踏まえ、一定の時間をかけて対応することとされた**

② 総合評価落札方式の導入可能性に関する継続的な検討

- 国等の機関、特殊法人等における総合評価落札方式の事例収集等を実施
 - **電気の供給を受ける契約への総合評価落札方式の導入可能性に関する検討を継続的に実施することとされた**

令和4年度における電気の供給を 受ける契約に係る検討事項等

令和4年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討

- ① 排出係数しきい値の引き下げ方向性等の検討
- ② 加点項目の整理・見直し等
- ③ 環境配慮契約未実施機関への対応

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

- ① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組
- ② 再エネ電力の種類の見直し
- ③ 再エネ電力の普及促進に向けた取組

3. その他

- ① 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討
- ② 総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討【1/3】

① 排出係数しきい値の引き下げ方向性等の検討

- 排出係数しきい値の引き下げの方向性としては、エネルギーミックスと統合的な新たな2030年度における排出係数※を見据えることが必要
- 小売電気事業者の予見可能性に配慮し、2030年度に向けた引き下げの絵姿を示すことが必要
 - 全国一律の上限値である「排出係数しきい値の段階的な引き下げ」とともに、排出係数しきい値の範囲で供給区域の状況に応じた「適切な裾切り基準（配点例）の設定」により2030年度に向け着実な排出係数の低減を図る
 - ※ 「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」を前提に算出すると排出係数は0.25kg-CO₂/kWh



以下の点を踏まえ排出係数しきい値の引き下げのあり方及び具体的な引き下げ方針を検討・提示することとしてはどうか

- ✓ 令和2（2020）年度までの小売電気事業者の排出係数の実績及び推移
- ✓ エネルギーミックスに統合的な2030年度排出係数
- ✓ 供給区域別の小売電気事業者の参入状況及び参入事業者の排出係数

【参考】排出係数しきい値の考え方

- 供給区域別ではなく全国一律の上限値であり、最低限満たすべき数値
- 供給区域ごとに一定の競争性の確保が可能となる数値
- 調達者の立場から小売電気事業者に向けたメッセージ性を重視
- 裾切り方式において入札参加資格となる供給区域別の裾切り基準（配点例）と一体的に運用 **【排出係数しきい値 > 入札参加資格の排出係数】**

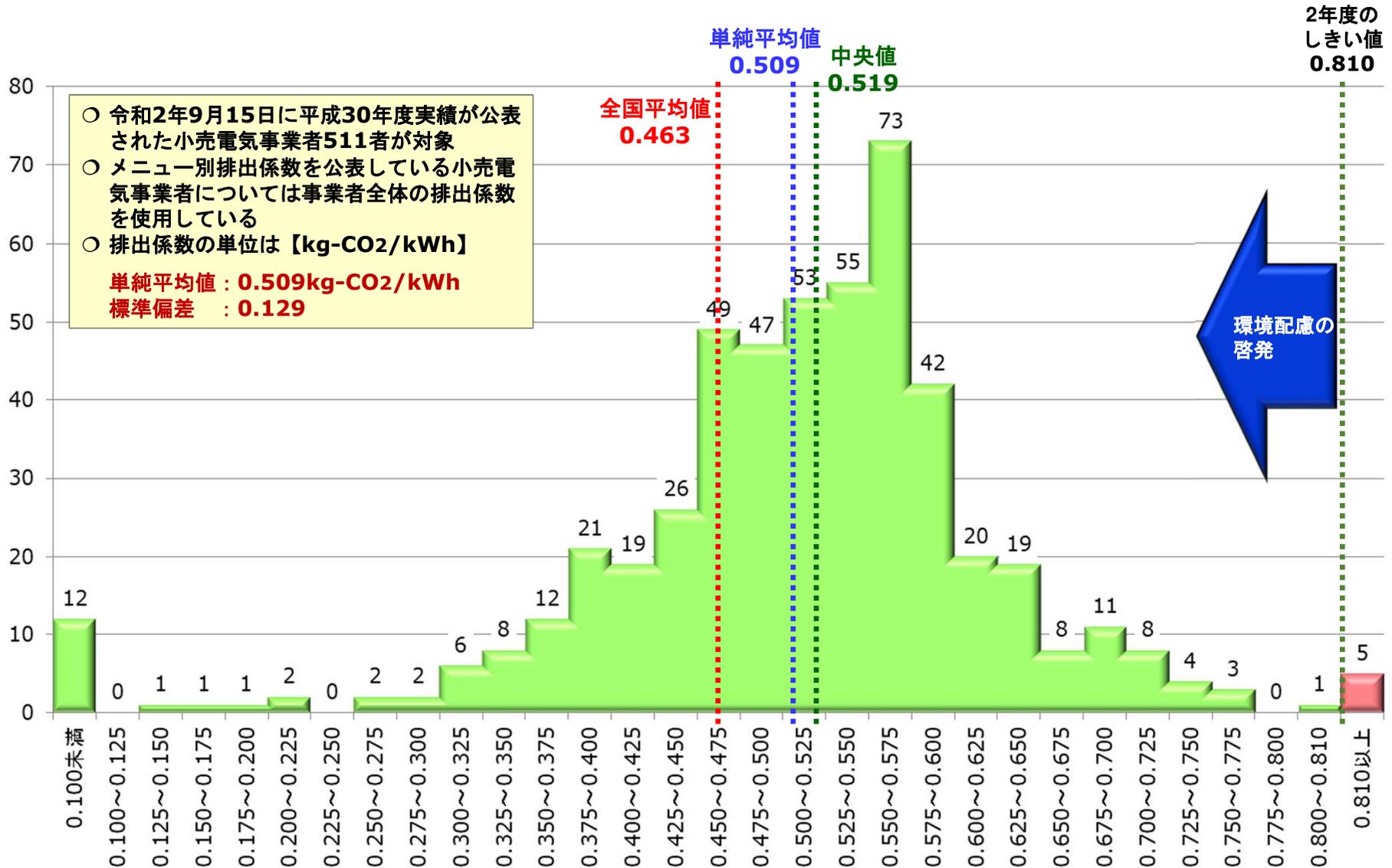
- 排出係数しきい値は有識者の意見等を踏まえつつ、以下の状況を勘案し、**適切なタイミングで環境省において設定**
 - 地球温暖化対策計画、政府実行計画、エネルギー基本計画等の関連施策との整合性
 - 令和3年10月に気候変動対策に関連するこれらの計画が改定
 - 前年度の小売電気事業者の二酸化炭素排出係数、電源構成 等



排出係数しきい値以上の電気事業者からは調達しない旨明確化
令和4年度契約の排出係数しきい値：**0.690kg-CO₂/kWh**

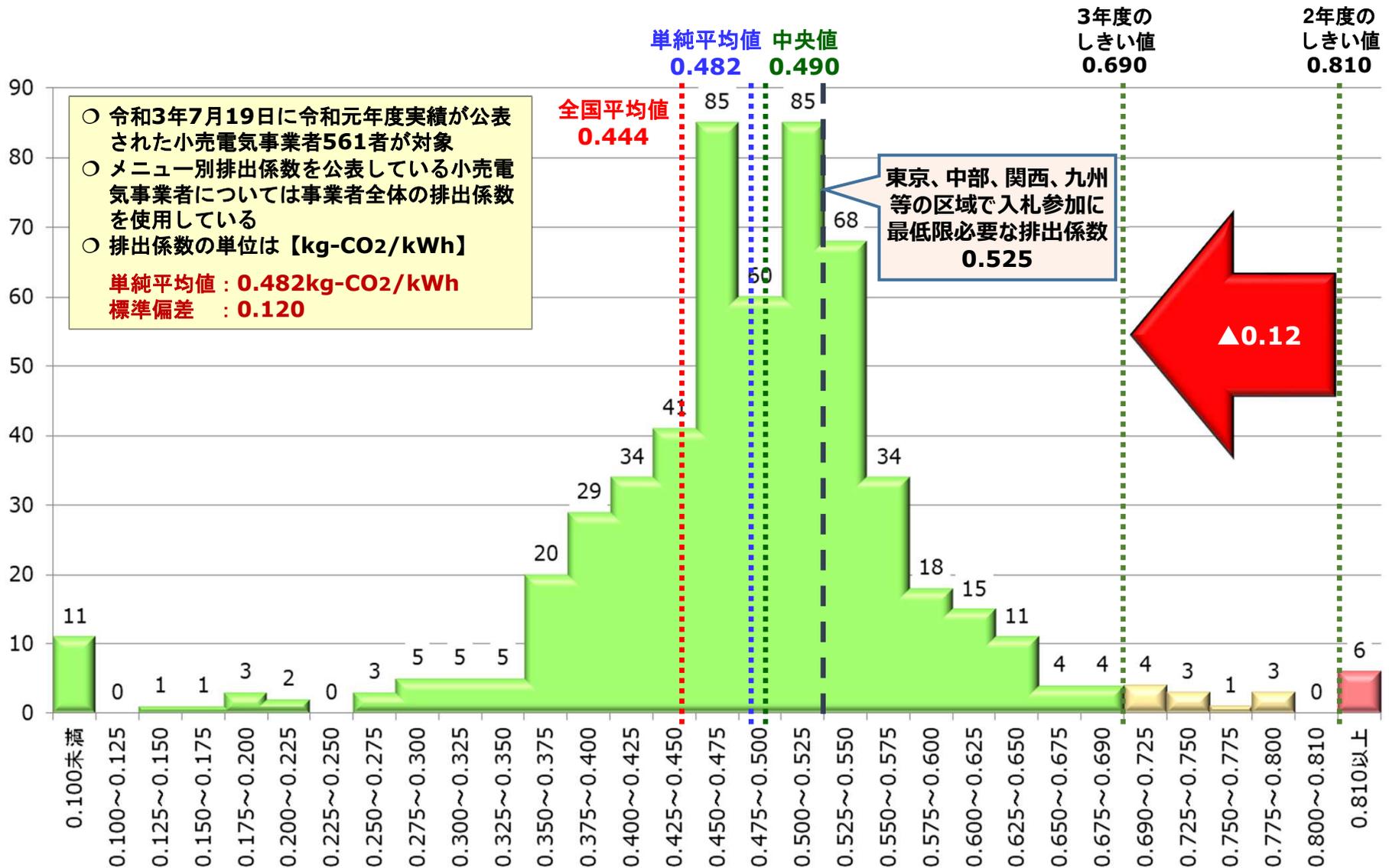
【参考】小売電気事業者の平成30年度の調整後排出係数の分布

- 令和2年度の契約時に用いられた調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
- しきい値を設定することで**事業者全体に環境配慮の必要性を啓発**



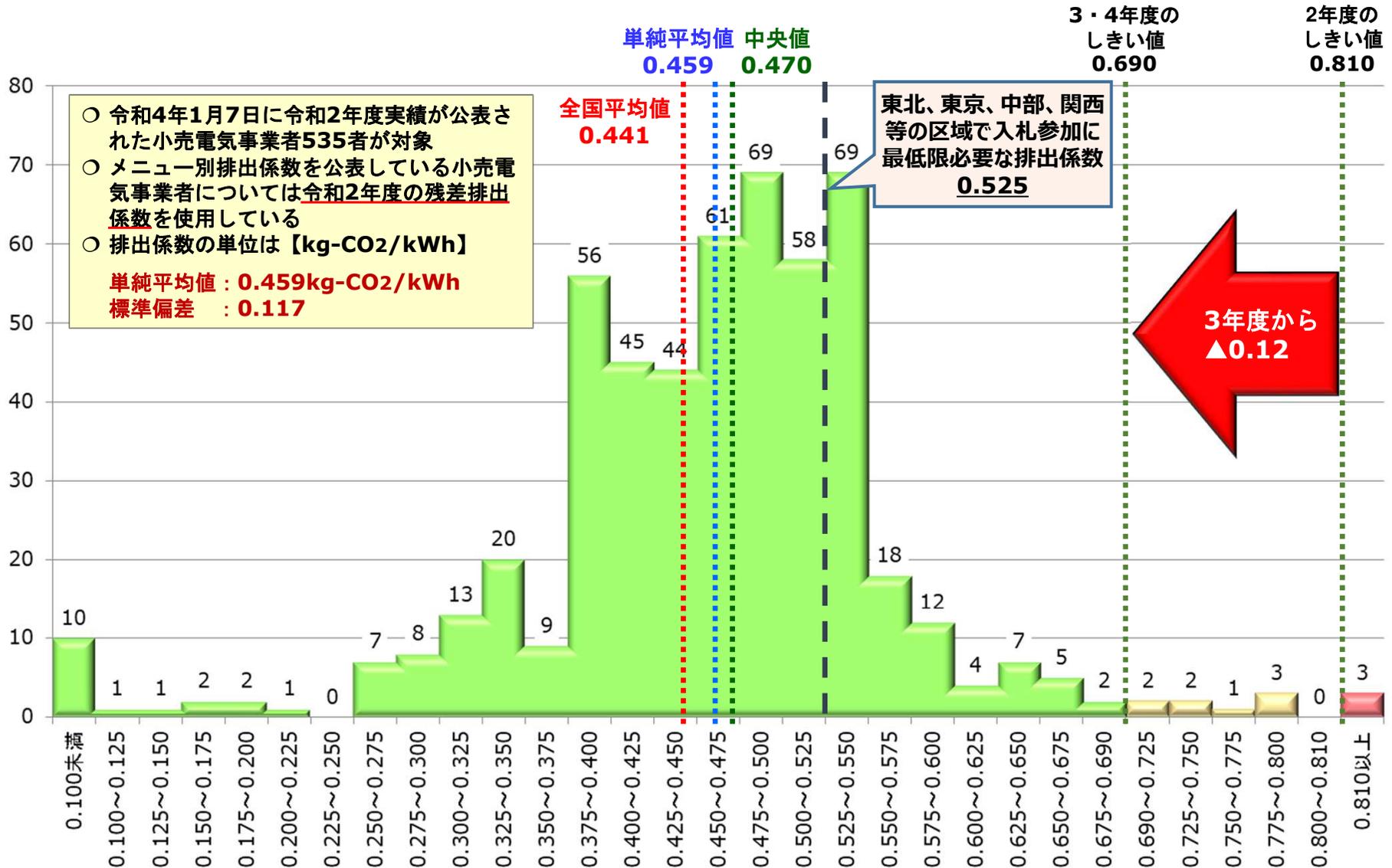
【参考】小売電気事業者の令和元年度の調整後排出係数の分布

- 令和3年度の契約時に用いられた調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
- 令和3年度から排出係数しきい値を**0.12kg-CO₂/kWh**（3年分）引下げ



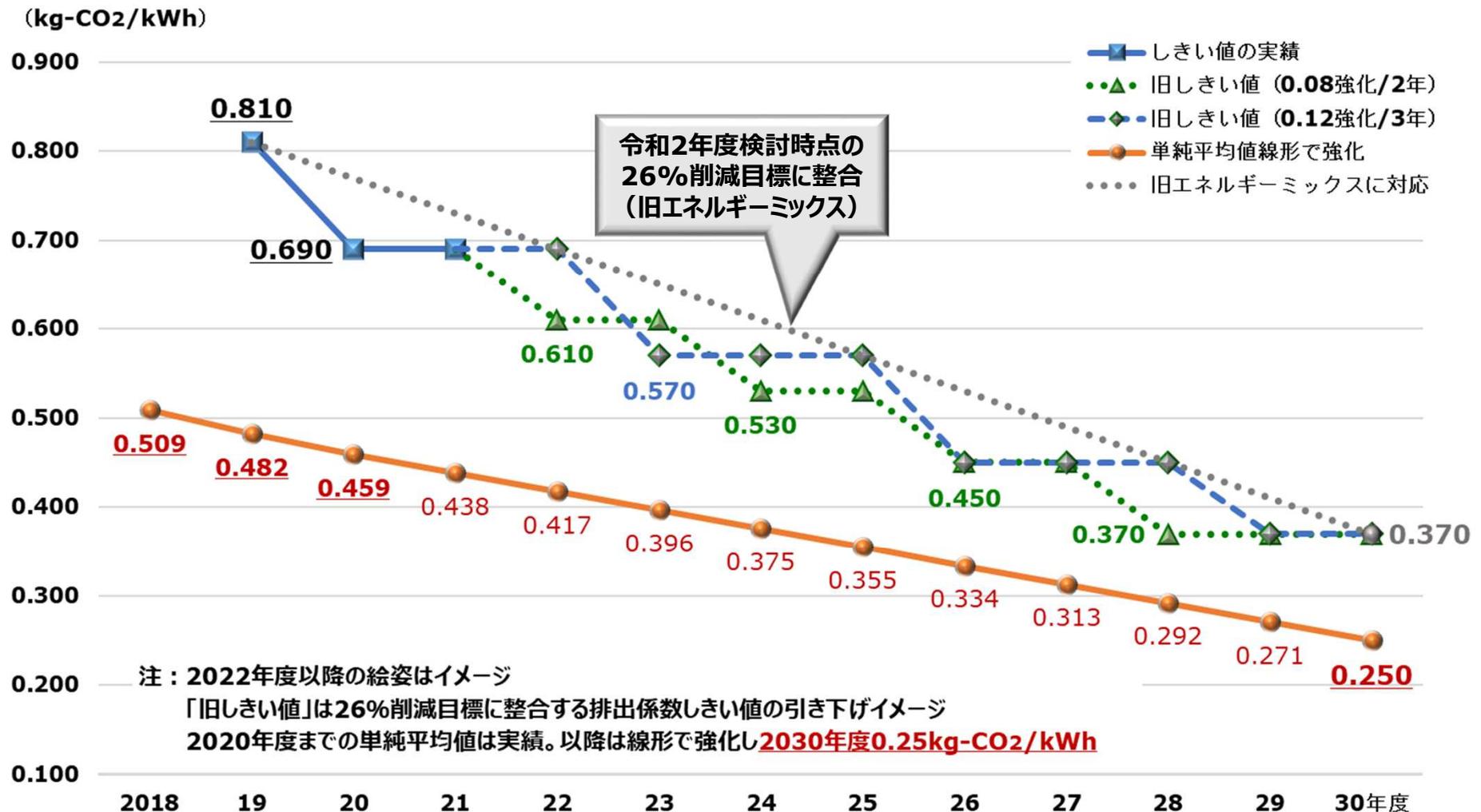
【参考】小売電気事業者の令和2年度の調整後排出係数の分布

- 令和4年度の契約時に用いられた調整後排出係数の度数分布は下図のとおり
- 令和3年度から排出係数しきい値を**0.12kg-CO₂/kWh**（3年分）引き下げ



【参考】排出係数しきい値の引き下げ（イメージ）

- 令和2年度に排出係数しきい値を**0.690kg-CO₂/kWh**（▲0.12）に引き下げ
- 新たなエネルギーミックスに整合する**2030年度の排出係数を踏まえた排出係数しきい値引き下げの方向性を検討**



【参考】令和4年度における供給区域別裾切り配点例

- 供給区域別の裾切り基準のうち、排出係数の配点（100点満点中70点）は下表のとおり。例えば、再エネ導入状況で満点の20点、未利用エネ活用状況で満点の10点を獲得した場合、入札資格資格（70点以上）を得るためには、排出係数で最低40点が必要

➡ 東京電力PG等5供給区域（赤枠）において40点を獲得するために満たすべき排出係数は0.525kg-CO₂/kWh未滿

調整後排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
0.375 未滿	70	70	70	70	70	70	70	70	70
0.375 以上 0.400 未滿	70	65	65	65	65	65	70	70	70
0.400 以上 0.425 未滿	70	60	60	60	60	60	70	70	65
0.425 以上 0.450 未滿	65	55	55	55	55	55	65	65	60
0.450 以上 0.475 未滿	60	50	50	50	50	50	60	60	55
0.475 以上 0.500 未滿	55	45	45	45	45	45	55	55	50
0.500 以上 0.525 未滿	50	40	40	40	40	40	50	50	45
0.525 以上 0.550 未滿	45	35	35	35	35	35	45	45	40
0.550 以上 0.575 未滿	40	30	30	30	30	30	40	40	35
0.575 以上 0.600 未滿	35	25	25	25	25	25	35	35	30
0.600 以上 0.625 未滿	30	20	20	20	20	20	30	30	25
0.625 以上 0.650 未滿	25	20	20	20	20	20	25	25	20
0.650 以上 0.675 未滿	20	20	20	20	20	20	20	20	20
0.675 以上 0.690 未滿	20	20	20	20	20	20	20	20	20
0.690 以上 (令和4年度)	0								

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討【2/3】

② 加点項目の整理・見直し等

■ 現行の加点項目（需要家に対する省エネ・節電等の情報提供）について評価内容、配点・重み付け等について引き続き検討を実施

- エネルギー小売事業者による省エネに関する一般消費者向けの情報提供やサービスの充実度を調査し、取組状況を評価・公表する制度（省エネコミュニケーション・ランキング制度）が本年4月1日より運用を開始
- 令和3年度の小売電気事業者へのアンケート調査（供給区域別配点例の作成に活用）により、需要家に対する情報提供等の取組、省エネコミュニケーション・ランキング制度の活用及び加点項目への意向等を把握（主な小売電気事業者105者に対し実施。90者から回答）
- 令和3年度の環境配慮契約締結実績調査（令和4年4月～6月実施中）において調達者の加点項目の活用状況等を把握

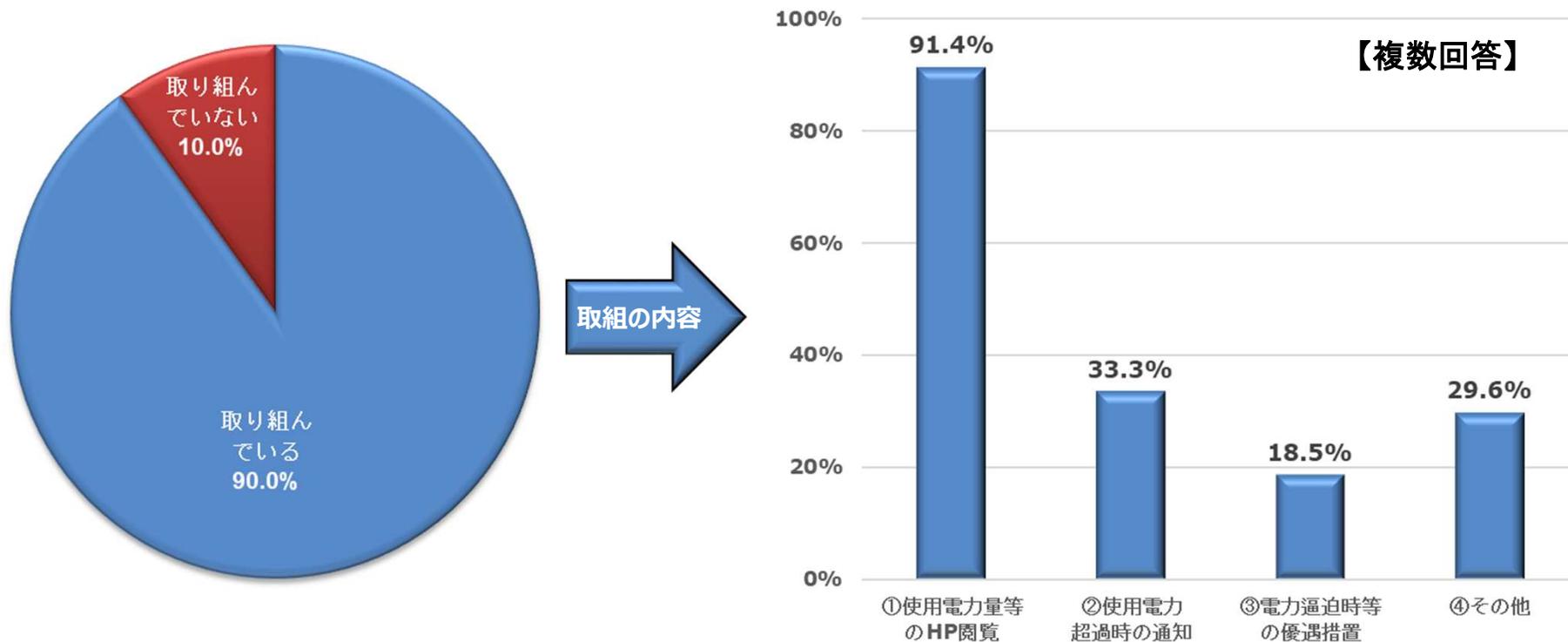


加点項目の内容等について必要性を含めてとりまとめ、令和5年度の裾切り基準に反映してはどうか

- ✓ 加点項目の必要性、加点項目の評価項目・評価内容、重み付け等の検討
- ✓ 省エネコミュニケーション・ランキング制度等の活用可能性の検討

【参考】需要家に対する省エネ・節電に関する情報提供の取組

- 回答90者のうち、情報提供の取組を実施しているのは**9割**
- 取組の実施事業者における取組内容（複数回答可）
 - ① 需要家の使用電力量の推移等をホームページで閲覧できる（**91.4%**）
 - ② 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知を行う（**33.3%**）
 - ③ 電力逼迫時等に供給側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う（**18.5%**）
 - ④ その他（**29.6%**） → 【次スライド参照】



注：アンケート調査は令和3年10月現在の状況（以下同じ）

【参考】需要家に対する省エネ・節電に関する情報提供の取組

「その他」の主な事例

■ より詳細な情報提供の取組事例

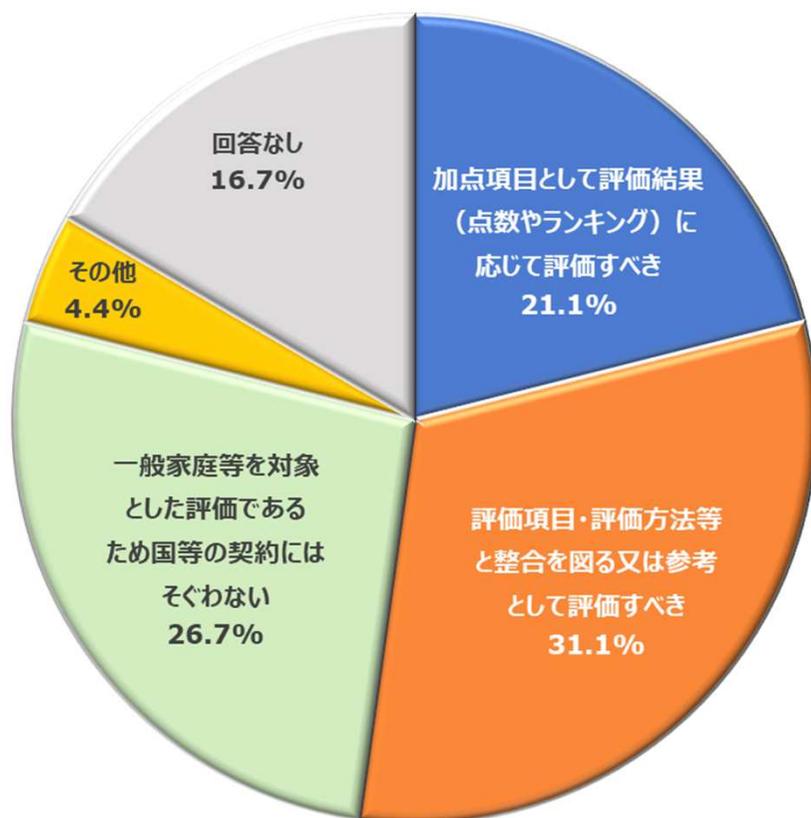
- 需要家毎に電力使用量（30分毎）のWebによる提供
- 高圧需要家向け電気使用状況の実績レポートの作成及び通知
- 詳細（日・時間別等）な電力使用実績の需要家への提供による「見える化」の促進及び節電意識の啓蒙
- エネルギー使用量を類似の施設等と比較可能（類似施設等の情報提供）
- スマートメーターによる電力データの自動収集、AIを活用したデータ解析及び四半期ごとの解析結果の報告サービス
- 節電・省エネインフォメーションとして法人・事業者向けの支援制度や補助金情報などの有効な情報の提供
- 需要家ごとの「マイページ」への情報提供・告知

■ 電力使用量の抑制等の取組事例（前スライド「③電力逼迫時等の優遇措置」と概ね同様の取組）

- 夏季・冬季等の電力需給が逼迫する時間帯における節電の呼びかけ、節電量に応じた料金の還元
- 要請に応じた需要家の節電実績に対応した協力金・ポイント等の還元

【参考】「省エネコミュニケーション・ランキング制度」の活用

- 「省エネコミュニケーション・ランキング制度」を加点項目として活用することに対するアンケート調査結果では、
 - 「加点項目として評価結果（点数やランキング）に応じて評価すべき」が**21.1%**
 - 「評価項目・評価方法等と整合を図る又は参考として評価すべき」が**31.1%**
 - 「一般家庭等を対象とした評価であるため国等の契約にはそぐわない」が**26.7%**
 - その他のうち、3者は（そのまま）加点項目として活用することには反対



省エネコミュニケーション
ランキング制度



【参考】新たな加点項目の候補として提案された評価項目等

新たな加点項目の提案例

■ 電源・再エネメニュー等に関する項目例（再エネの評価等を含む）

- 再エネ電源の保有状況
- 電源構成に占めるFIT電源の比率
- FIT電源の比率についても、再生可能エネルギー導入状況の対象電源に含める又は個別に加点項目として評価対象に含めるべき
- 卒FITの買取状況による加点
- 国産バイオマスの利用（混焼率）を加点項目として追加すべき
- RE100対応メニューや環境に配慮したメニュー
- 需要者ニーズに合わせた環境配慮型メニューの提供が可能（メニュー例）
 - 再エネかつRE100の要件に対応したメニュー
 - 温対法やCO₂削減に対応したCO₂排出量が段階的に逡減又はゼロとなるメニュー
- メニュー別排出係数の保有による加点
- ブロックチェーンを活用したトレーサビリティ付電源の提供
- 発電所の見える化により需要家が電源を選択できること

■ 事業者の環境配慮の取組、その他

- 需要家の省エネや電気料金の削減につながる電力データの解析及び解析結果の情報提供
- 次世代層を対象としたエネルギー環境教育支援活動の取組
- 様々なメディア、コミュニケーション・ツールを活用した省エネ対応（情報提供）
- 特定の事業者が優位になり得る項目の追加は行わないようにすべき

1. 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）の検討【3/3】

③ 環境配慮契約未実施機関への対応

■ 環境配慮契約環境配慮契約未実施機関・施設の継続した公表

- 令和3年度の環境配慮契約締結実績の報告内容の確認・精査
- 昨年度に引き続き未実施機関・施設の公表（公表内容等の再検討を含む）

■ 環境配慮契約の実施率の向上に向けた取組

- 相対的に実施率の低い独立行政法人等への普及促進方策（優良事例、参考情報提供等）に関する検討



令和4年度においても、引き続き環境配慮契約未実施機関・施設の公表等の対応を図るとともに、未実施機関へのフォローアップ等の普及促進策を実施することとしてはどうか

- ✓ 令和3年度環境配慮契約締結実績の調査後、早期に未実施機関・施設を公表
- ✓ 独立行政法人等に対する環境配慮契約に関する情報提供等を実施
- ✓ 未実施機関の公表（令和2年度実績）による実施率向上の有無の確認
- ✓ 未実施機関における今後の取組に対する回答を踏まえたフォローアップの実施

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討【1/3】

① 再エネ電力の最大限導入に向けた取組

- 政府実行計画の2030年度までの再エネ電力比率の目標の60%以上を目指し、計画的・継続的に調達電力の再エネ比率を引き上げることが必要
- 調達電力の「再エネ電力比率」を制度化するためには、再エネ電源に係る定義の検討が必要



昨年度からの検討事項に係る議論を踏まえ、令和5年度の契約から最低限の再エネ電力比率を仕様書に示すこと及び再エネ電力比率を2030年度まで計画的・継続的に引き上げることとしてはどうか

1. 再エネ電源の定義【詳細は後述②】

- 国及び独立行政法人等が調達する電力の種類に関する検討
- 裾切り方式における評価や他の制度・計画等との整合性の確保に関する検討

2. 非化石証書の取扱い（トラッキングの有無、非FIT再エネ指定等）

- 上記1及び市場取引の状況を踏まえた非化石証書の取扱いに関する検討

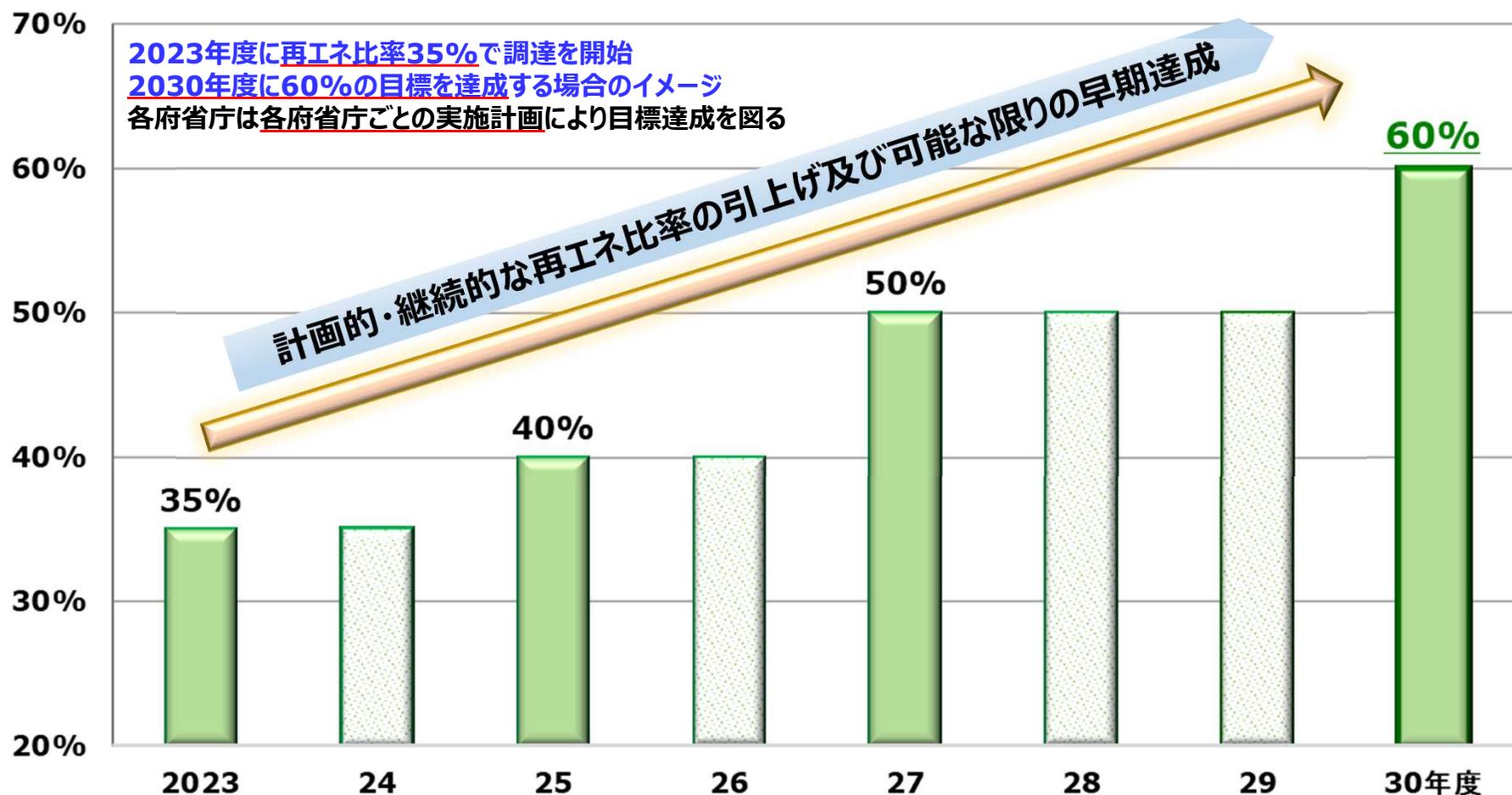
3. 調達電力の再エネ電力比率の計画的・継続的引き上げ

- 再エネ電力比率の目標である60%以上の早期達成に向けた取組に関する検討
- 調達者の再エネ電力の導入促進に資する契約内容等に関する検討

【参考】再エネ電力比率の継続的な引き上げ（イメージ）

- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成を目指し、
 - 令和5（2023）年度より調達する電力の最低限の再エネ比率を規定
 - 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施
 - ▶ 再エネ電力の調達実績、供給状況等を踏まえた適切な再エネ比率の設定が必要

（再エネ比率）



令和4年度における基本方針等の改定を含めた対応方針（案）

- 政府実行計画における2030年度までの再エネ電力比率の目標である60%以上を目指し、電気の供給を受ける契約に係る基本方針等の改定について検討し、令和5年度の契約から反映することとしてはどうか



- 再エネ電力の最大限導入に向け、国及び独立行政法人等の契約に当たっては、**一定の再エネ電力の調達を求める旨を環境配慮契約法基本方針に明記**（基本方針の改定）
- **環境配慮契約（裾切り方式）を実施の上、契約ごとに仕様書に再エネ電力比率を明記**し、小売電気事業者が提供する再エネ電力メニュー等により電力を調達（仕様内容の例示）
- 2030年度までの再エネ比率目標の60%以上を達成するため、国等の契約実績、再エネ電力の需給状況等を勘案し、**次年度の契約において仕様書に示すべき最低限の再エネ電力比率を環境配慮契約法基本方針解説資料に記載**（基本方針解説資料の改定）

2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討【2/3】

② 再エネ電源の種類の見直し

- 昨年度の電力専門委員会において「再エネ電源の定義」及び電源の定義に伴う「非FIT非化石証書」の活用について議論【下記は**昨年度事務局提案**】
 - ➔ 裾切り方式の評価項目である「再生可能エネルギー導入状況」の再エネ電源は、従前どおりFIT法に定める再エネ電源※
 - ➔ 非FIT非化石証書（再エネ指定）は「トラッキング付」のみ活用可能
 - ※ 太陽光、風力、水力（3万kW未満。揚水発電を除く）、地熱及びバイオマス発電
 - ➔ 調達する再エネ電力の電源は、FIT法の再エネ電源に加え、3万kW以上の水力発電（揚水発電を除く）も対象
 - ➔ 非FIT非化石証書（再エネ指定）はトラッキングの有無によらず活用可能

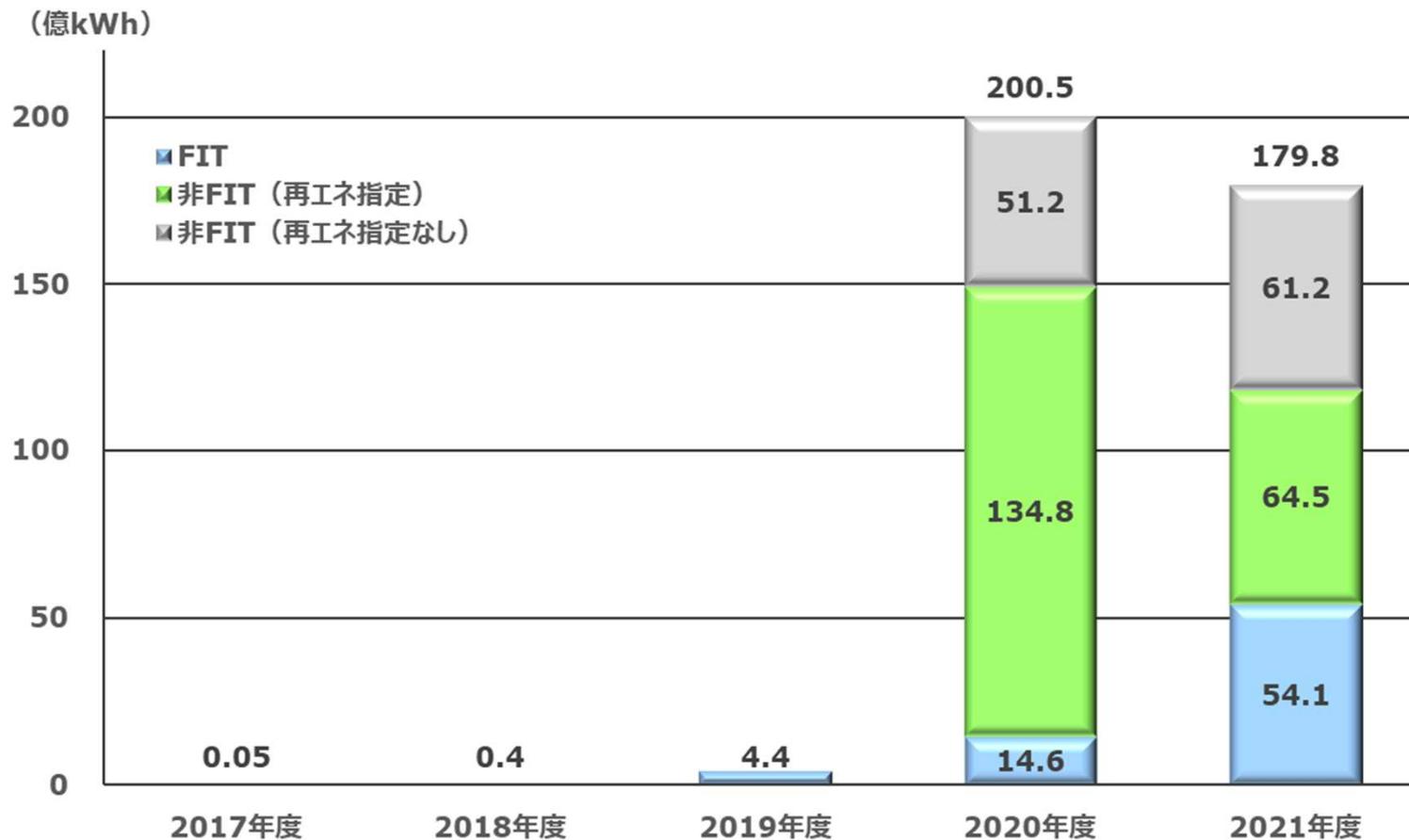


昨年度の議論を踏まえ、国等の機関が調達する再エネ電力の電源に求められる要件について、以下の考え方を前提に検討してはどうか

- 可能な限り「追加性」を有すること（PPA等調達者による電源選択を推奨）
- 再生可能エネルギー電源で発電された電力であって、電源が特定されていること（トラッキング付又は相対取引）

【参考】非化石証書の約定量の推移（市場取引）

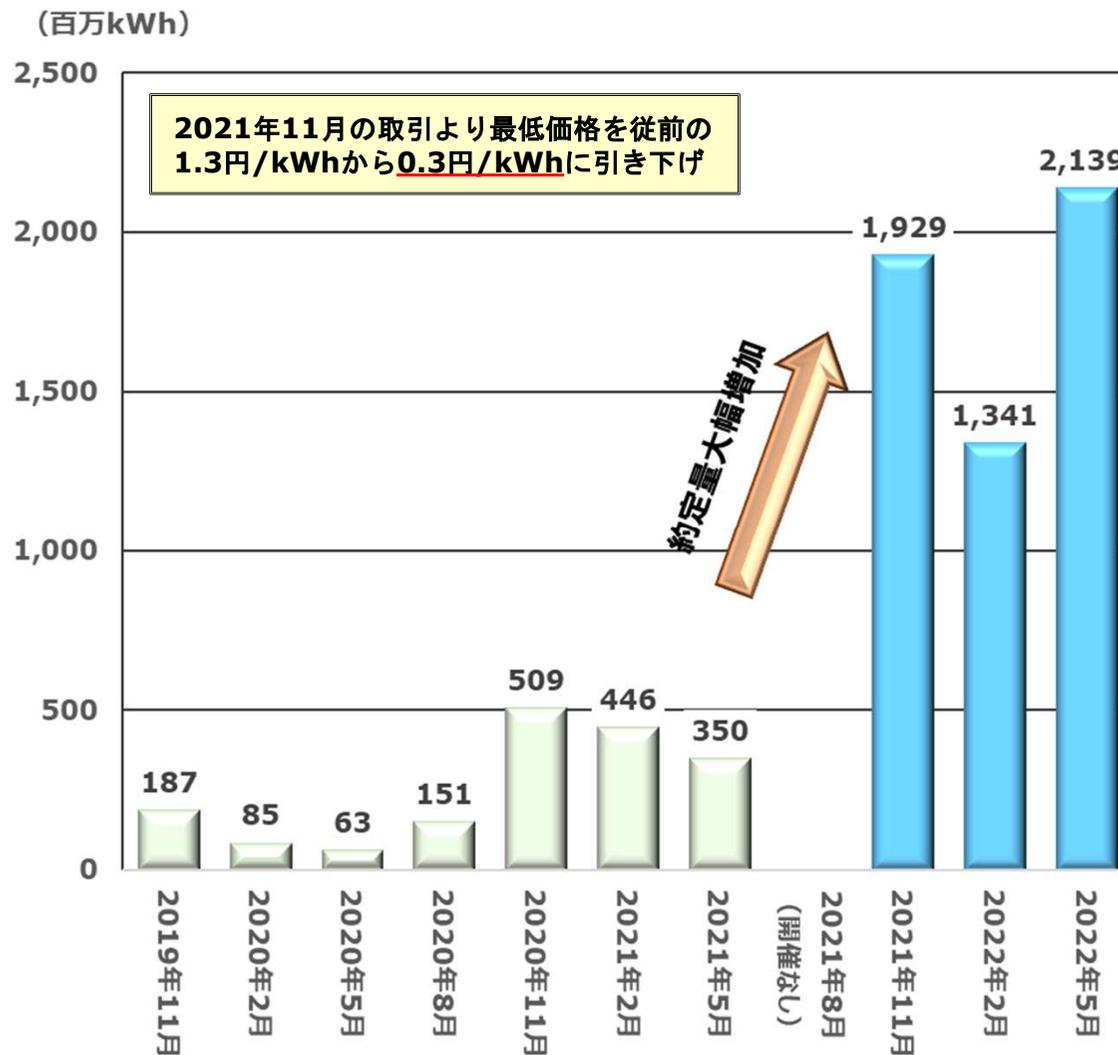
- 2017年度以降の非化石証書の市場取引結果（約定量）推移は下図のとおり
- 2021年度の非FIT非化石証書のうち相対取引分は約300億kWh、市場取引分（約125億kWh）の約2.5倍（2022年5月中旬までにJEPXへ反映されている数値）



注：2019年度まではFIT非化石証書のみの取引。2020年度第2回より非FIT非化石証書の取引追加

【参考】FIT非化石証書の約定量の推移

- 2021年11月より、需要家や仲介事業者の直接参加を可能とした再エネ価値取引市場を開始。2022年5月のオークションでは約21億kWhの取引
- 約定最高価格は2.0円、約定最低価格は0.30円、約定価格は0.30円/kWh

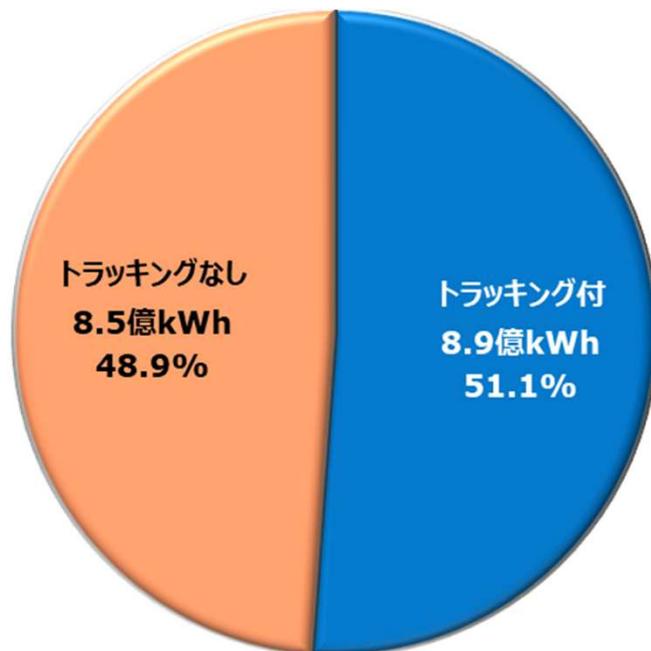


約定処理日	2022年 2月10日	2022年 5月13日
約定価格 (円/kWh)	0.30円※	0.30円※
約定最高価格 (円/kWh)	2.00円	2.00円
約定最安価格 (円/kWh)	0.30円	0.30円
約定量 (百万kWh)	1,341	2,139
売入札量 (百万kWh)	83,551	108,175
買入札量 (百万kWh)	1,341	2,139
入札会員数	122	136

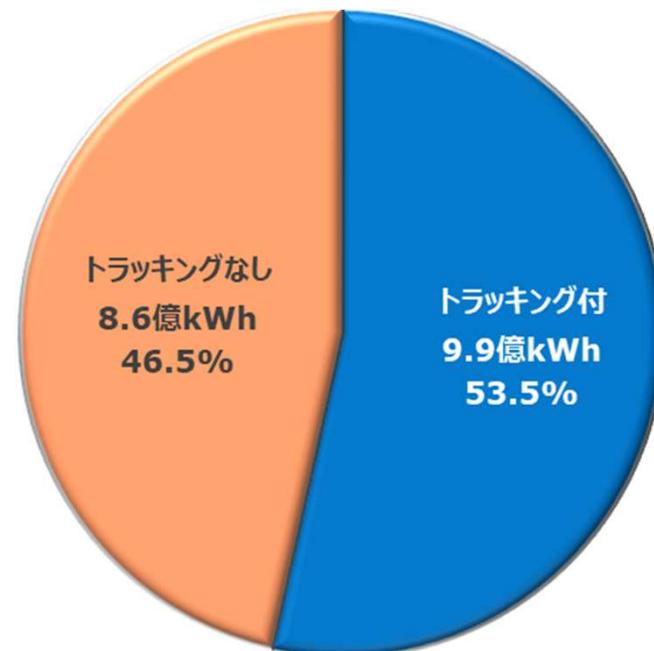
※約定量加重平均価格

【参考】非FIT非化石証書のトラッキング実証

- 2021年8月より、非FIT非化石証書（再エネ指定）のトラッキング実証が開始
- 8月（1回目）及び11月（2回目）のオークションとともに、非FIT非化石証書（再エネ指定）の約定量の過半数の取引がトラッキング付



2021年8月のトラッキング実証結果
(約定量17.4億kWh)

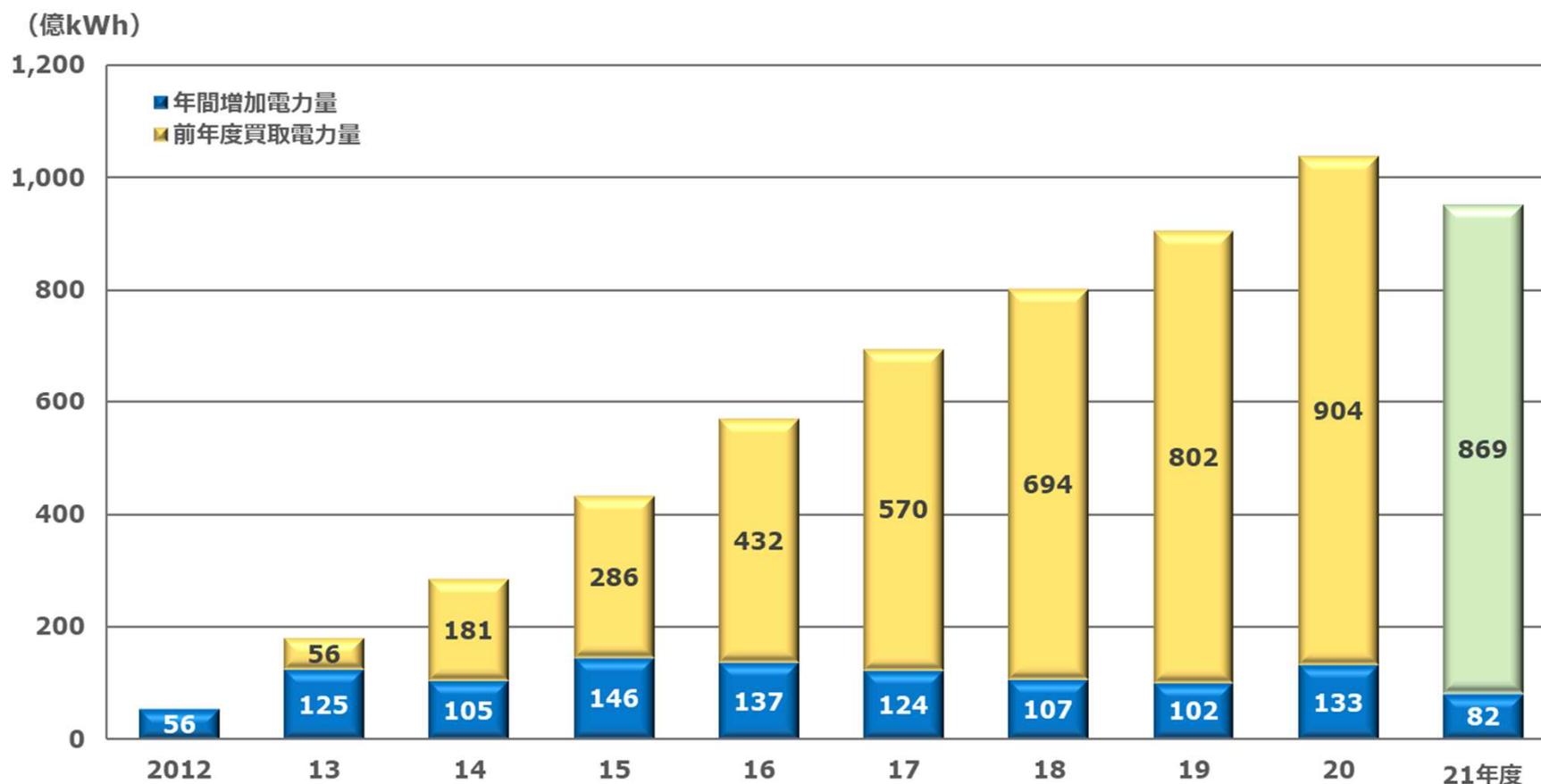


2021年11月のトラッキング実証結果
(約定量18.5億kWh)

資料：第60回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会資料より作成

【参考】FIT法に基づく買取電力量・増加電力量の推移

- 平成24（2012）年7月のFIT法施行以降の買取電力量及び前年度比の増加電力量※の推移は下図のとおり
 - ※ 年間増加電力量＝当該年度買取電力量－前年度買取電力量（21年度は前年同月比）
- 年間数値のある2013年度～20年度までの増加電力量は102億～146億kWh



注：2012年度は7月～13年3月の9か月分の電力量、21年度は4月～12月までの9か月分の増加・買取電力量

調達電力における再エネ電力の最大限導入に向けた当面の取組（案）

令和3年度
まで

- 環境省、防衛省等の先行機関における取組の周知（「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」の普及等）
- 国の施設において、令和3年度の電力調達に当たり、原則として再エネ比率30%以上とする取組を優先的に実施

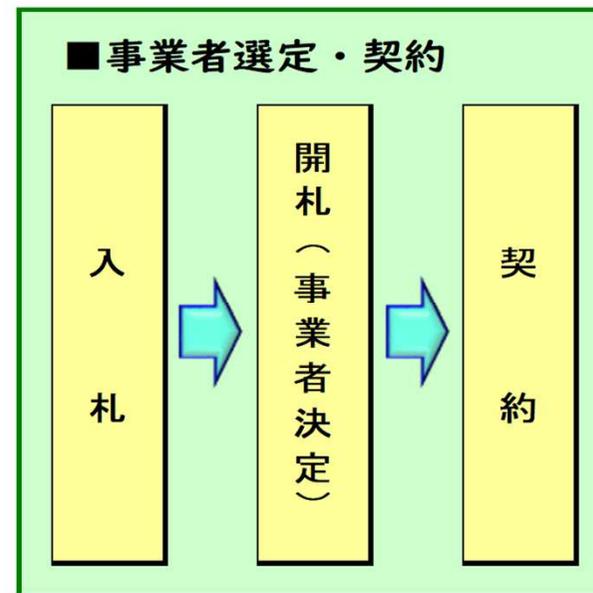
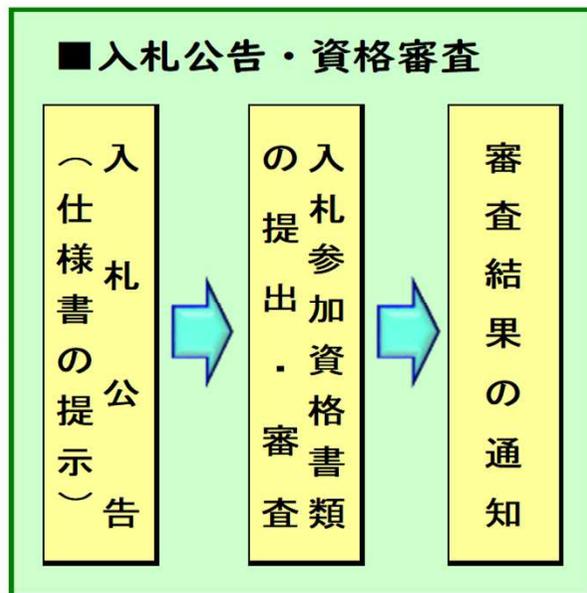
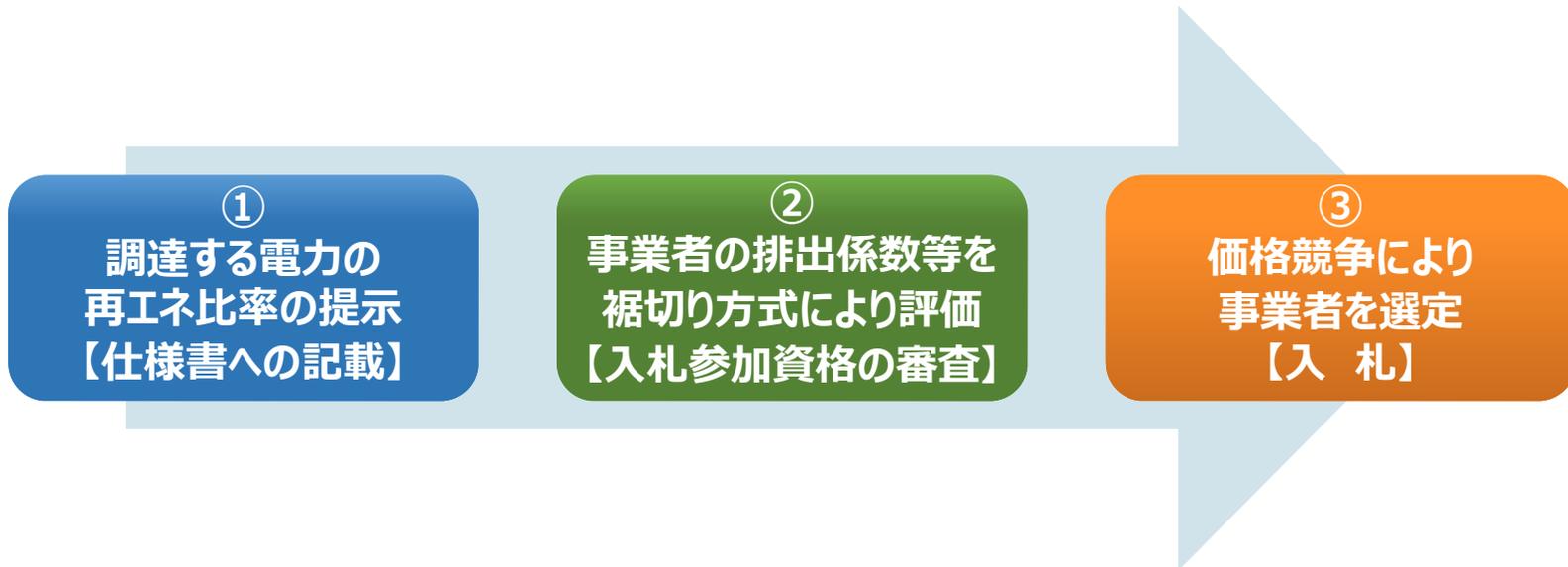
令和4年度

- 再エネ電源の定義（裾切り方式の評価項目及び調達電力）、再エネ電力の調達仕様の検討及び提示
- 再エネ電力の調達目標の達成に向けた基本方針及び基本方針解説資料の改定（併せて調達が困難な場合の対応の検討・整理）

令和5年度
以降

- すべての国等の機関において一定の再エネ電力の調達を開始
- 再エネ電力比率は政府実行計画の2030年度目標（60%以上）に整合するよう、計画的・継続的に引き上げ
- 再エネ比率の高い電力の調達の推進（目標の早期達成を目指し令和5年度に複数年契約やバルク方式等の契約内容の検討）

再エネ電力の調達の流れ（裾切り方式による事業者の評価を実施）



2. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討【3/3】

③ 再エネ電力の普及促進に向けた取組

■ 再エネ電力の導入状況の把握・分析及び情報提供

- 国及び独立行政法人等の再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（再エネに限らず環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供
- 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな型等の使いやすい形式で提供
- 小売電気事業者の再エネ電力メニューに関する情報提供の仕組みを検討



小売電気事業者の再エネ電力メニューの登録・公表の仕組み、調達者向けの契約関連情報の提供等について検討してはどうか

- ✓ 再エネ電力メニューの具体的な登録内容としては連絡先、メニュー名称、供給区域、供給量・供給要件等の制限の有無及び内容、電源及び証書の内訳等
- ✓ 調達者向けの契約関連情報の提供については前述2①の「再エネ電力の最大限導入に向けた取組」と併せて検討

3. その他

- ① **沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討**
 - 環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域について系統が連携していない等の地域特性を踏まえ、実施可能な手法を検討
- ② **総合評価落札方式の導入可能性に係る継続的な検討**
 - 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的で適切な契約方法について、総合評価落札方式を含め検討



引き続き沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方（評価項目・評価方法等）について検討

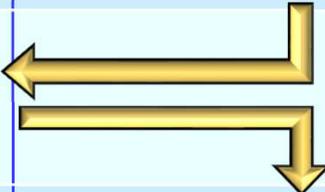
- ✓ 国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の実施状況の確認
- ✓ 沖縄県や那覇市などの地元の地方公共団体に対する現状確認及び協力依頼
- ✓ 沖縄電力を始め小売電気事業者に対し、区域内の排出係数低減、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の確認及び協力依頼

総合評価落札方式の導入可能性について継続的に検討

- ✓ 国及び独立行政法人等、地方公共団体等における事例調査の実施
- ✓ 総合評価落札方式の導入に向けた課題整理、契約方式、評価項目・基準等の検討

環境配慮契約法基本方針等の 検討スケジュール（案）

令和4年度電力専門委員会における検討スケジュール（案）

月	基本方針検討会	電力専門委員会
6	令和3年度の第3回基本方針検討会において電力専門委員会の継続設置を了承	第1回専門委員会（6月21日） ○ 電力専門委員会における検討事項等（電気の供給を受ける契約の方針等）
7	第1回検討会（7月15日） ○ 環境配慮契約基本方針等の検討方針等 ○ 電力専門委員会の検討状況等の報告	
8		
10上		第3回専門委員会（9月下旬頃） ○ 基本方針改定案及び基本方針解説資料改定案の検討・とりまとめ
10中下	第2回検討会（10月中～下旬） ○ 基本方針改定案の検討 ○ 専門委員会の検討とりまとめ結果報告等	
11～12	（基本方針改定案のパブリックコメント）	
12	第3回検討会（12月中～下旬） ○ 基本方針改定案及び基本方針解説資料改定案の審議 ○ 令和5年度における検討方針等	
2	基本方針閣議決定及び基本方針解説資料の改定	

環境配慮契約法基本方針等の中期検討スケジュール（案）

契約類型	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和12年度 (2030) までの予定	
電気の供給を受ける契約		排出係数しきい値導入	排出係数しきい値の継続的な引下げ及び新たな引下げ検討を受けた運用の実施	未実施機関の公表（令和2年度契約締結実績分から開始）	加点項目の見直しの反映、実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 排出係数に関連する他の制度等の進捗を踏まえ、専門委員会の設置、しきい値の強化 ● 加点項目の整理及び機動的な見直し ● 再エネ電力の最大限導入に向けた検討 ● 裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定 ● 総合評価落札方式導入可能性の継続的検討 	
	排出係数しきい値の方針検討	排出係数しきい値の引下げ検討	排出係数しきい値の引下げ方向性等の検討	▲46%と整合した排出係数しきい値の絵姿	強化された排出係数しきい値による運用		
	加点項目の見直しの検討	加点項目の整理、見直しの必要性及び見直し内容等の検討			新たな加点項目及び電気事業者の取組を踏まえた見直しの検討		再エネ電力の調達の実施
		再エネ比率の向上及び再エネ電力の最大限導入に向けた検討 再エネ電源に係る検討			総合評価落札方式の導入可能性に係る検討		導入条件、評価方式・項目等に係る検討
	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置		専門委員会設置検討
建築物に係る契約 (設計、維持管理及びESCO)	維持管理契約導入	契約実績調査・分析等		検討結果の基本方針等への反映	検討結果の実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物に係る契約の効果的な連携のあり方に関する検討 ● 検討状況等を踏まえ専門委員会の継続設置 	
		設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討		実施状況等を踏まえ連携のあり方検討	専門委員会設置検討		
			専門委員会設置	専門委員会設置	専門委員会設置検討		
自動車の購入及び賃貸借に係る契約		次世代自動車等への対応の検討	総合評価の算定方法の検討	検討結果の基本方針等への反映、実施		検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置	
				新たなトップランナー基準や市場動向により検討			
				専門委員会設置検討	専門委員会設置検討		
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約			検討結果の基本方針等への反映、実施			検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会を設置	
		関係法令等の見直しに伴う対応検討	プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)	他の基準や市場動向により必要に応じ検討			
				専門委員会設置検討	専門委員会設置検討		

凡例： 実施項目 検討内容 専門委員会設置 専門委員会設置検討

※ 各年度における専門委員会の開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定